



2020年5月1日

各 位

会 社 名 株式会社ツヴァイ
代表者名 代表取締役社長 後藤 喜一
(コード番号：2417 東証第二部)
問合せ先 経営管理本部長 飯久保 明
(TEL 03-6858-6544)

株式会社 I B J による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、
当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ

2020年4月25日付「株式会社 I B J による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社 I B J (以下「I B J」といいます。)は、2020年3月12日から当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)、並びに2012年5月11日及び2013年4月9日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(以下「第6回新株予約権」といいます。)、2013年5月22日及び2014年4月18日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(以下「第7回新株予約権」といいます。)、2014年5月21日及び2015年4月9日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(以下「第8回新株予約権」といいます。)、2015年5月21日及び2016年4月13日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(以下「第9回新株予約権」といいます。)並びに2016年5月24日及び2017年4月12日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(以下「第10回新株予約権」といいます。なお、第6回新株予約権、第7回新株予約権、第8回新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権を総称して以下「本新株予約権」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2020年4月30日をもって、当社株式3,592,411株(議決権所有割合(注)にして90.55%)を所有するに至り、I B Jは当社の会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)に定める特別支配株主となっております。

(注)「議決権所有割合」は、当社が2020年4月10日に公表した2020年2月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された2020年2月29日現在の発行済株式総数(3,963,600株)に、本新株予約権の全ての行使により発行された当社株式の数(合計4,000株)を加算した株式数(3,967,600株)から、当社決算短信に記載された2020年2月29日現在の当社が所有する自己株式数(299株)を控除した株式数(3,967,301株)に係る議決権の数(39,673個)を分母として計算(小数点以下第三位を四捨五入)しております。以下同じです。

I B Jは、本公開買付けの成立により、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったことから、当社が2020年3月11日に公表いたしました「株式会社 I B J による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「本意見表明プレスリリース」といいます。)の「3. 本公

開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全て（ただし、I B J が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を I B J の完全子会社とするための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法第 179 条の規定に基づき、当社の株主（ただし、I B J 及び当社を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社株式の全部（以下「本売渡株式」といいます。）を I B J に売り渡すことを請求（以下「本売渡請求」といいます。）することを本日決定したとのことです。

当社は、本日付で I B J より本売渡請求に係る通知を受領し、当社取締役会は、本日、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本売渡請求の承認により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することになり、本日から 2020 年 5 月 31 日まで整理銘柄に指定された後、同年 6 月 1 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

1. 本売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

① 名 称	株式会社 I B J	
② 所 在 地	東京都新宿区西新宿一丁目 23 番 7 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石坂 茂	
④ 事 業 内 容	結婚相談所連盟事業、直営結婚相談所事業、イベント（パーティー・合コン）事業、コミュニティ（婚活サイト）事業、フランチャイズ事業、ライフデザイン事業	
⑤ 資 本 金	699,585 千円（2019 年 12 月 31 日現在）	
⑥ 設 立 年 月 日	2006 年 2 月 23 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2019 年 12 月 31 日 現在) (注)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	19.82%
	石坂 茂	19.52%
	中本 哲宏	9.08%
	株式会社 T N n e t w o r k	8.09%
	土谷 健次郎	5.60%
	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱 U F J 銀行 決済事業部)	2.25%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.20%
	桑原 元就	1.87%
	日本証券金融株式会社	1.56%
	MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会 社)	1.49%
⑧ 当社と特別支配株主の関係		
資 本 関 係	I B J は、本日現在、当社株式 3,592,411 株（議決権所有割合 90.55%）を所有しております。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	

取引関係	当社からI B Jへのシステム利用料の支払いに関する取引があります。
関連当事者への該当状況	I B Jは、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当します。

(注)「大株主及び持株比率(2019年12月31日現在)」は、I B Jが2020年3月24日に提出した第14期有価証券報告書に記載された「大株主の状況」を基に記載しております。

(2) 本売渡請求の日程

売渡請求日	2020年5月1日(金曜日)
当社取締役会決議日	2020年5月1日(金曜日)
売買最終日	2020年5月29日(金曜日)
上場廃止日	2020年6月1日(月曜日)
取得日	2020年6月3日(水曜日)

(3) 売渡対価

普通株式1株につき884円

2. 本売渡請求の内容

I B Jは、会社法第179条第1項に定める当社の特別支配株主として、本売渡株主に対し、本売渡株式をI B Jに売り渡すことを請求することを決定したとのことであり、当社は、本日付でI B Jから以下の内容の通知を受領いたしました。

(1) 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第1号)

該当事項はありません。

(2) 本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項(会社法第179条の2第1項第2号及び第3号)

I B Jは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本売渡対価」といいます。)として、その所有する本売渡株式1株につき884円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項(会社法第179条の2第1項第4号)

該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。)(会社法第179条の2第1項第5号)

2020年6月3日

(5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号)

I B Jは、本売渡対価を、株式会社みずほ銀行を貸付人とし、当該貸付人との間で2020年4月27日に締結した特別当座貸越約定書に基づく借入れ及びI B Jが保有する普通預金を原資として

支払うことを予定しております。

上記借入れの裏付けとして、I B Jは株式会社みずほ銀行から、I B Jと別途協議の上定める具体的な融資条件（利率・期間等）により35億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書（本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類）を2020年3月9日付で取得しております。また、I B Jは本公開買付けの公開買付届出書に添付した残高証明書に記載された金額の普通預金を本公開買付けの決済時において確保しており、上記の借入れと合わせて、本売渡対価の支払いに必要な金額が確保される見通しです。なお、I B Jにおいて、本売渡対価の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在I B Jは認識しておりません。

(6) その他の本売渡請求に係る取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社の指定した方法により（本売渡対価の交付についてI B Jが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引は当社の企業価値の継続的かつ持続的な向上に資するとの結論に至りました。

当社は、2019年11月下旬、I B Jから本取引に関する提案を受け、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付け価格の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、I B J、当社の親会社であり筆頭株主であったイオン株式会社（以下「イオン」といいます。）及び当社から独立した第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてシティューワ法律事務所をそれぞれ選任するとともに、本取引に関する提案を検討するために当社の諮問機関として2019年12月5日に特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。なお、本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手」をご参照ください。）を設置いたしました。

上記体制の下で、当社は、第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーである AGS コンサルティングから取得した当社株式に係る株式価値算定書の内容、リーガル・アドバイザーである シンティユーワ法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定に当たっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された答申書の内容を最大限尊重しながら、本取引が当社の企業価値の向上に資するものか、また、本公開買付け価格を含む本取引における諸条件は妥当なものであるか等の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、2020年3月11日、一層厳しい競争が見込まれる事業環境の中で、当社が持続的に伸展していくためには、今後も継続的かつ安定的に新規入会者を獲得していくことが不可欠であるところ、本取引を実施して I B J の完全子会社となることにより、以下のメリットを見込むことができ、当社の収益基盤と事業競争力の強化が図られ、中長期的にも当社の企業価値の継続的かつ持続的な向上に資するとの結論に至りました。

(i) 「成婚主義」の事業モデルの経営ノウハウを最大限活用できること

当社は、新規入会者数の増加に向け、とりわけ近年急成長してきたアプリ型の事業者と差別化するため、「紹介主義から成婚主義への転換」という方針の下、従来のデータマッチング中心のサービスから、マリッジコンサルタントが個々の会員のニーズに合わせて入会から成婚退会までの成婚サポートを行う「パーソナル婚活支援サービス」へのサービス改革などに取り組んでまいりました。しかしながら、「成婚主義」の事業モデルを実現する経営資源・ノウハウ等が足りず、短期間のうちに上記のサービス改革の効果を発揮することができず、会員数の減少が継続している状況にあります。この点、I B J グループにおける婚活事業においては、直営の結婚相談所において、会員に向けた専任カウンセラーによるサポート体制が確立されているだけでなく、オンラインの婚活サイト事業においても、チャットを通じて専任のカウンセラー（婚活コンシェルジュ）への相談が可能なシステムが構築されており、当社が目指す「成婚主義」の事業モデルの経営ノウハウが蓄積されていると考えております。そのため、当社が I B J の完全子会社となり、これらの「成婚主義」の事業モデルの経営ノウハウを最大限活用し、会員に対するカウンセリングをはじめとした従業員教育や、サービスの内容・価格帯の見直し等を実施することにより、現状の当社の経営リソースのみでは実現が難しい短期間での「成婚主義」モデルへの事業転換を一層推し進めることが期待できると考えております。

(ii) ネットワークの共有により紹介可能な人数規模の拡大が図れること

当社の結婚相手紹介サービス事業における会員数は約 25,000 名である一方で、I B J の運営する日本結婚相談所連盟においては、全国約 2,250 社のフランチャイズ相談所に加盟する約 65,000 名の活動会員が登録されており、当社が I B J の完全子会社となり、日本結婚相談所連盟が有するネットワークの共有を推進していくことで、当社の事業において紹介可能な人数規模の拡大を図ることができ、成婚数の増加、成婚率の上昇を通じて売上高の拡大を見込むことができるほか、顧客満足度の向上に伴う新規会員数の増加も期待できると考えております。

(iii) 集客力の向上が期待できること

I B J グループが展開する婚活事業においては、パーティー・イベント等の企画・開催サービス、アプリその他のオンラインシステムを通じた結婚相手紹介サービスなど、多様化する婚活スタイルに柔軟に対応するためのサービスの多角化が図られており、このような I B J グ

グループにおける多様なサービスを新たな集客チャネルとすることで、当社における集客力の向上が期待できると考えております。

(iv) 周辺サービスの展開を推進できること

I B J グループは、ライフデザイン事業として当社が進出していない旅行事業、保険提案事業等の各種周辺事業へ進出しており、これらの周辺事業のサービスを当社の会員にも提供することにより、当社の売上・収益の拡大が期待できると考えております。

(v) 上場維持による経営負担が解消されること

上記の各メリットの他、本取引による非上場化の実現によって、上場会社として必要となる管理部門の維持のための費用等の経営負担が解消され、事業成長への経営資源の集中を図ることが可能となり、当社の企業価値の向上に資すると考えております。

当社は、上記のメリットを最大限に発揮させるためには、I B J グループと当社の利害関係を完全に一致させ、グループ全体としての統一した経営方針の下で、当社の経営課題を解決していくための各種施策を迅速に実行できる意思決定体制を整備し、早急にI B J グループの経営資源及びノウハウ等を最大限活用していくことが重要であると考えております。この点、仮に、当社がI B J の完全子会社とならない場合には、当社がI B J の完全子会社となる場合と比較して、I B J による当社の経営に対するコミットメントの度合いにも差が生じてしまい、各種施策の実施のスピードや実施の範囲等にも自ずと限界が生じてくるものと考えられます。もっとも、2020年2月期の業績をもって3期連続で営業損失及び当期純損失を計上する見込みであったことを踏まえると、当社としては、可及的速やかに、会員数の増加に向けた経営改革に取り組むことが必須であり、I B J グループの経営資源及びノウハウ等の限定的な活用に留まってしまうと、迅速に当社の厳しい経営環境を打開していくことは難しいと考えております。このような考慮の下、当社としては、2020年3月11日、非上場化によって上記のおそれを排除しつつ、I B J グループとの間の経営資源及びノウハウ等の相互活用を早期に実現し、かつ、最大限発揮することが、当社の企業価値向上の観点から最良の選択肢であり、当社の成長戦略の実現可能性を一層高めることが期待できるとの考えに至りました。

なお、当社は、本取引を前提とせずに2021年2月期以降の財務予測を策定しており、当該財務予測においては、「紹介主義から成婚主義への転換」という方針の下でのサービス改革等による一定の業績回復を見込んでおります。もっとも、当社としては、厳しい競争が見込まれる事業環境の中で、今後の増収増益の実現可能性を一層高めるためには、可能な限り早期にI B J グループの経営資源及びノウハウ等を活用していくことが有益であり、また、長期的にも当社の企業価値の継続的かつ持続的な向上に資するものと考えております。

また、当社は創業以来、イオンのグループ会社として、イオンの持つ知名度・ブランド力等を背景に、当社のサービスの信頼性・安心性をお客様に提供することができたと考えております。この点、本取引の実施により、当社はイオンのグループ会社ではなくなりますが、当社としましては、I B J は、東京証券取引所市場第一部に株式を上場する企業であり、グループ全体で婚活事業を主たる事業として営んでおり、婚活業界において十分な知名度・ブランド力等を有していると考えており、本取引後は、かかるI B J の知名度・ブランド力等を活用することができるようになること等を踏まえると、本取引後において当社がイオンのブランド力等を活用できなくなることによる

影響は限定的であると考えております。

さらに、(a)本公開買付価格が、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」に記載されているAGSコンサルティングによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく評価レンジの上限を上回るものであること、(b)本公開買付価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2020年3月10日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値470円に対して88.09%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値（%）について同じです。）のプレミアムを加えた価格、直近1ヶ月間の終値単純平均値572円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値について同じです。）に対して54.55%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間の終値単純平均値672円に対して31.55%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間の終値単純平均値687円に対して28.68%のプレミアムを加えた価格であり、完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても遜色のないプレミアムが付されていると考えられること、(c)本公開買付価格の決定に際しては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d)上記公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られた上で、I B Jとイオンとの間で、また、I B Jと当社との間で、それぞれ独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、2020年3月11日、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、2020年3月11日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨する旨、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様に対しては、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格が1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。当社の取締役会決議の詳細については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役の承認及び監査役の見解がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2020年4月25日、I B Jより、本公開買付けの結果について、当社株式3,592,411株の応募があり、買付予定数の下限（2,644,900株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、応募株式の全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2020年4月30日（本公開買付けの決済の開始日）付で、I B Jの所有する当社株式の議決権所有割合は90.55%となり、I B Jは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、I B Jより、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（い

いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社取締役会は、(a)本売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、上記のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、(b)本売渡株式1株につき884円という本売渡対価は、本公開買付価格と同一の価格であること及び下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等から、本売渡株主にとって相当な価格であり、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(c)I B Jは、本売渡対価を、株式会社みずほ銀行を貸付人とし、当該貸付人との間で2020年4月27日に締結した特別当座貸越約定書に基づく借入れ及びI B Jが保有する普通預金を原資として支払うことを予定しており、当社としても、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された株式会社みずほ銀行作成に係る融資証明書及びI B Jの預金残高証明書によりI B Jによる資金確保の方法を確認していること、また、I B Jによれば、本売渡対価の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識されていないこと等から、I B Jによる本売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(d)本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(e)本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本売渡請求の条件等は適正であると判断し、本日、I B Jからの通知のとおり、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

(2) 算定に関する事項

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本売渡対価は本公開買付価格と同一の価格であることから、当社は、本売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2020年5月31日まで整理銘柄に指定された後、同年6月1日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできなくなります。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本売渡請求は、本取引において、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として、本売渡対価を本公開買付価格と同一の価格に設定して行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及びI B Jは、本取引の公正性を担保する観点から、それぞれ以下のような措置を実施しました。なお、以下の記載のうち、I B Jにおいて実施した措置については、同社から受けた説明に基づくものです。

① I B Jにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

I B Jは、本公開買付価格を決定するにあたり、I B J、イオン及び当社から独立した第三者算定機関として、ファイナンシャル・アドバイザーであるマクサス・コーポレートアドバイザー株式会社（以下「マクサス・コーポレートアドバイザー」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、2020年3月10日付で株式価値算定書を取得して参考にしたとのことです。なお、I B Jは、マクサス・コーポレートアドバイザーから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。なお、マクサス・コーポレートアドバイザーは、I B J、イオン及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

マクサス・コーポレートアドバイザーは、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値算定を行ったとのことです。上記各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	: 470円～687円
DCF法	: 649円～943円

市場株価平均法では、2020年3月10日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の基準日終値（470円）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値（572円）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値（672円）及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（687円）を基に、当社株式1株当たりの価値の範囲を470円から687円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社の2020年2月期から2023年2月期までの事業計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2020年2月期第4四半期以降に当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の株式価値を分析し、1株当たりの価値の範囲を649円から943円までと算定しているとのことです。なお、DCF法の前提とした当社の将来の財務予測について、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2021年2月期において、成婚主義に基づく仲人型サービスの開発・販売を進めることによる売上高の増加と、前期（2020年2月期）において減損損失を計上したことによる減価償却費の削減を見込んでおり、大幅な増益となることを想定しているとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当社の将来の財務予測に反映していないとのことです。

I B Jは、マクサス・コーポレートアドバイザーから取得した株式価値算定書における当社の株式価値の算定結果における当社株式1株当たりの価値の範囲は上記のとおりであり、本公開買付価格がDCF法における算定結果の範囲に含まれていることを踏まえつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例（完全子会社化を前提とした公開買付けの事例）において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、当社株式の過去6ヶ月間の市場株価の動向、2019年12月上旬から2020年1月上旬までの間に当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、イオン及び当社との協議・交渉の結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の有無及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に2020年3月11日付の取締役会決議によって本

公開買付価格を 884 円とすることを決定したとのことです。本公開買付価格である 884 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2020 年 3 月 10 日の当社株式の東京証券取引所市場第二部における終値 470 円に対して 88.09%、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 572 円に対して 54.55%、同日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 672 円に対して 31.55%、同日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 687 円に対して 28.68%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となるとのことです。

(b) 本新株予約権

本新株予約権は、当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとしていずれも発行されたもので、権利行使の条件として権利行使時に当社の取締役または監査役の地位にあることが必要とされており、I B J が本新株予約権を取得したとしてもこれらを行行使することができないと解されることから、I B J は、2020 年 3 月 11 日付の取締役会決議によって本新株予約権の買付け等の価格は 1 個につきいずれも 1 円とすることを決定したとのことです。なお、I B J は、本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書も意見書（フェアネス・オピニオン）も取得していないとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、I B J から提示された本公開買付価格に関する当社の意思決定の過程における公正性を担保するために、I B J、イオン及び当社から独立した第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーである AGS コンサルティングに対し、当社の株式価値の算定を依頼し、2020 年 3 月 10 日付で当社株式の株式価値算定書を取得いたしました。当社は AGS コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。なお、AGS コンサルティングは、I B J、イオン及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、AGS コンサルティングの報酬は固定額となっており、成功報酬は採用しておりません。

AGS コンサルティングは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況に基づく本源的価値評価を反映するために DCF 法を、それぞれ算定方法として採用し、当社株式の株式価値を算定しております。

AGS コンサルティングによれば、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	: 470 円～687 円
DCF 法	: 661 円～864 円

市場株価法では、2020 年 3 月 10 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の基準日終値 470 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 572 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 672 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 687 円を基に、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 470 円から 687 円までと算定しております。

DCF法では、当社が作成した2020年2月期から2023年2月期までの4期分の事業計画における財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2020年2月期第4四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を661円から864円までと算定しております。AGSコンサルティングがDCF法による算定に用いた当社の事業計画については、AGSコンサルティングにおいて、当社への質問を通じてその策定手続及び内容を検証し、株式価値の算定の前提として特段不合理な点がないことを確認した上で、当社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、当該事業計画には、当社が2020年3月11日付で公表した「2020年2月期業績予想修正に関するお知らせ」における業績予想が織り込まれております。また、当該事業計画においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021年2月期において、約4.5億円の営業利益の増益が見込まれており、前期(2020年2月期)に赤字であった営業利益が黒字となっております。これは主として、「紹介主義から成婚主義への転換」という方針のもと「成婚主義」に基づく商品の開発・販売を進めることによる売上高の約1.4億円の増加と、2020年2月期において減損損失を計上したことで減価償却費が約2.4億円削減されたことによります。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当該事業計画における財務予測には加味しておりません。

また、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格に関しては、当社は第三者算定機関から算定書及び意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、リーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定に当たっての留意点に関する法的助言を受けております。なお、シティニューワ法律事務所は、I B J、イオン及び当社から独立しており、I B J、イオン及び当社との間に重要な利害関係を有しておりません。

④ 本特別委員会における独立した法律事務所からの助言

本特別委員会は、独自のリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、本特別委員会における本諮問事項(下記「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手」において定義します。)に関する検討及び審議に関する法的助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所は、I B J、イオン及び当社から独立しており、I B J、イオン及び当社との間に重要な利害関係を有しておりません。

⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手

当社取締役会は、I B Jが当社の親会社であったイオンとの間で応募契約を締結し、本公開買付けがイオンからの応募を前提として実施されるため、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当することに鑑み、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するために、2019年12月5日、I B J、イオン及び当社から独立した、黒柳泰子氏(弁護士、当社社外取締役、独

立役員)、大重絹子氏(当社社外取締役、独立役員)及び須田雅秋氏(公認会計士、須田公認会計士事務所)の3名から構成される本特別委員会を設置し(なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更されておりません。本特別委員会の委員長については、当社の取締役会の構成員として経営判断に直接関与する立場にあり、当社の事業に相当程度の知見を有していること、また、弁護士として本公開買付けを含む本取引を検討する専門性・適格性を有すること等を踏まえ、委員の互選に基づき、黒柳泰子が就任しております。また、特別委員会の委員の報酬については、固定額となっており、成功報酬は採用しておりません。)、本特別委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性・合理性(本取引による当社の企業価値の向上を含む。)、(b)本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性、(c)本取引の取引条件(本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。)の公正性・妥当性、(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、本取引及び本取引に対して賛同意見を表明することが当社の少数株主にとって不利益なものではないか、並びに(e)本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること、及び当社の株主及び本新株予約権者それぞれに対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非(これらを総称して以下「本諮問事項」といいます。)について諮問し、これらの点についての答申書を当社に提出することを囑託いたしました。

本特別委員会は、2019年12月6日より2020年3月10日までの間に合計6回開催され、本諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われました。具体的には、本特別委員会は、まず初回の特別委員会において、当社が選任した第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーにつき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを両者へのヒアリングを通じて確認した上で、それぞれを当社の第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認するとともに、I B J、イオン及び当社から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして、TMI 総合法律事務所を選任いたしました。その上で、本特別委員会は、当社から、当社の沿革、事業内容及び業績推移、現在の経営課題、イオン及びI B Jとの取引関係の状況、本取引によって見込まれる当社の事業への影響の内容、当社の事業計画の作成経緯等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、I B Jに対して本取引の目的等に関する質問状を複数回にわたり送付した上で、I B Jから、I B Jの沿革、事業内容、本取引を提案するに至った理由及び背景、本取引の目的、本取引によって見込まれるシナジーその他の影響の内容及び程度、本取引後に予定している当社の経営方針・事業戦略等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、イオンに対して質問状を送付し、イオンから、I B Jとの協議・交渉の経緯、本取引による当社の事業への影響の有無等について回答を受け、その検討を行いました。また、当社の第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーであるAGSコンサルティングから、当社株式の株式価値の算定に関する説明を受け(なお、AGSコンサルティングは、株式価値の算定の基礎とされた当社の事業計画について、当社へのヒアリングを通じてその合理性を確認しております。また、本特別委員会は、AGSコンサルティングから、同社が確認した当社の事業計画の内容、その作成経緯や重要な前提条件等の説明を受け、その合理性を確認しております。)、質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討いたしました。また、当社のリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所及び本特別委員会のリーガル・アドバイザーであるTMI 総合法律事務所から、特別委員会の意義・役割等を含む本取引の手続面における公正性を担保するための措置、並びに本取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けております。さらに、本特別委員会は、当社の第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーであるAGSコンサルティングからI B Jにおける交渉過程の状況につき適時に報告を受けた上で、

I B Jからの提案価格（当社株式1株当たり884円）を検討し、可能な限り当社の少数株主の利益に配慮する観点から、I B Jに対して、AGS コンサルティングを通じて提案価格の増額を要請する旨の書面を送付するなど、I B Jとの交渉過程に実質的に関与いたしました。なお、本特別委員会は、I B Jから、本公開買付価格に付与されたプレミアム割合や当社における会員数の減少状況等を考慮の上、上記の提案価格を維持したいとの回答を受領しましたが、AGS コンサルティングによる当社株式の株式価値の算定結果に基づく検討、プレミアム割合の他社事例との比較検討、本取引において実施された本取引の公正性を担保するための措置の内容等を総合考慮した結果、下記(c)のとおり、本公開買付価格にも公正性及び妥当性が認められるとの結論に至っております。

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2020年3月10日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書を提出しております。

(a) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引による当社の企業価値の向上を含む。）

当社へのヒアリング等によれば、当社においては、収益と顧客満足度の両立という観点から、従来型の紹介を重視する紹介主義から成婚にこだわった「成婚主義」の事業構造への転換を推進し、新規入会者数を増加させていくことが重要な経営課題となっており、可及的速やかにかかる経営課題を達成していく必要性が高い。

この点、当社及びI B Jによれば、本取引によって当社がI B Jの完全子会社となることにより、(i) I B Jグループにおける「成婚主義」の事業モデルに係る経営ノウハウを最大限活用できるようになり、当社において、「成婚主義」の事業モデルへの転換を一層推し進めること、(ii) I B Jの運営する日本結婚相談所連盟が有するネットワークの共有を一層推進していくことで、当社の事業において紹介可能な人数規模の拡大を図ることができ、成婚数の増加、成婚率の上昇を通じて売上高の拡大を見込むことができるほか、顧客満足度の向上に伴う新規会員数が増加すること、(iii) I B Jグループにおける多様なサービスを新たな集客チャネルとすることで、当社における集客力が向上すること、(iv) I B Jグループの展開する旅行事業、保険提案事業等の各種周辺事業のサービスが当社の会員に対しても提供されることにより、当社の売上・収益が拡大すること、(v) 上場維持による経営負担が解消されること等の効果が期待できるとのことであるが、これらの説明内容には特段不合理な点は認められない。

他方で、本取引によりイオンのグループ会社でなくなることから、イオンの持つブランド力等を活用できなくなることになるが、当社及びI B Jへのヒアリング並びにイオンへの照会結果等によれば、本取引後も、東証一部上場企業であるI B Jのグループ会社として一定の信頼性は補完できるとのことである。その他、従業員の士気の低下、資金調達手段の制約、今後の人材採用への悪影響、コンプライアンス体制の弱体化などの影響が考えられるものの、I B Jグループによる組織面、資金面その他の事業運営上の支援が期待されること等を勘案すれば、いずれについても重大な懸念は存在しないとのことである。また、事業改革に伴う店舗閉鎖及び人員削減の可能性、法人格消滅の可能性等については、I B Jは本取引後に当社の店舗の閉鎖や人員削減等を予定しておらず、また、本取引後も当社の法人格も維持する予定とのことである。

さらに、I B Jによれば、当社を完全子会社とすることにより、グループマネジメントがより強化され、当社の経営に対するコミットメントの度合いを高め、迅速な改革への着手が可能

となる等とのことであり、かかる I B J の認識自体には著しく不合理な点は見受けられない。

以上を踏まえれば、本公開買付けを含む本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであり、その目的は正当であると考えられる。

(b) 本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性

本取引に係る手続においては、(i) 当社の独立社外取締役及び独立した社外有識者により構成される本特別委員会が設置され、設置の時期、委員構成、当社アドバイザー等の承認のほか、本特別委員会の独自のリーガル・アドバイザーを選任したこと、本特別委員会において、自らの名義で I B J に対して公開買付価格に係る提案価格の増額を要請する旨の書面を送付するなど、I B J との交渉過程に実質的に関与したこと等を踏まえると、本特別委員会は公正性担保措置として有効に機能していると考えられること、(ii) 当社の取締役会では、監査役のうち、イオン又はそのグループ会社の役職員を兼務している林恭子氏、岩崎昭二氏及び大山晃浩氏の3名を除く、他の監査役1名が参加し、上記決議に異議がない旨の意見が述べられることが予定されていること、(iii) 当社において、独立した法律事務所からの法的助言や、独立した第三者算定機関からの株式価値算定書を取得していること、(iv) 当社と I B J の間で、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は行われていないこと、また、公開買付期間が比較的長期の31営業日とされていることなど、当社の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、I B J 以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することが企図されていること、(v) 本公開買付けに係る開示書類において、少数株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であること、(vi) 本公開買付け後のスクイーズ・アウト手続においては、本公開買付けに応募しなかった株主に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されており、また、各株主に対し本公開買付価格と同額の金銭が交付される予定であること等に照らし、本公開買付けに応募しなかった株主の利益に一定の配慮がなされていると考えられること、(vii) 本公開買付けにおいては、マジョリティ・オブ・マイノリティの買付予定数の下限は設定されていないが、上記の各措置が講じられていること等を踏まえると、かかる対応も著しく不合理とまではいえないこと等を総合的に考慮すると、本取引に係る手続においては、少数株主の利益を図る観点から取引条件の公正さを担保するために十分な措置が採られていると評価できる。

(c) 本取引の取引条件（本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の公正性・妥当性

本公開買付価格は、(i) AGS コンサルティングによる当社株式価値の算定結果には一定の合理性が認められるところ、本公開買付価格は、AGS コンサルティングによる算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回っており、また、DCF法に基づく評価レンジの上限を上回っていることが認められ、合理的な水準にあると評価できること、(ii) 当社の市場株価に対しても相応のプレミアムが付与されていると評価できること、(iii) 取引条件の公正性を担保するための手続上の措置が採られた上で、イオンと I B J の間、及び当社と I B J の間で、それぞれ独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われた上で決定された価格といえること等を総合的に考慮すると、本公開買付価格を含む本取引の条件には公正性及び妥当性が認められると考えられる。

(d) 上記(a)～(c)を踏まえ、本取引及び本取引に対して賛同意見を表明することが当社の少

数株主にとって不利益なものではないか

上記(a)から(c)を総合的に考慮すると、本取引及び本取引に対して賛同意見を表明することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

(e) 上記(a)～(d)を踏まえ、本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること、並びに当社の株主及び本新株予約権者それぞれに対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

上記(a)から(d)を踏まえると、当社取締役会が、本公開買付けに対して賛同意見を表明するとともに、当社の株主に対しては本公開買付けへの応募を推奨する旨、また、本新株予約権者に対しては本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の判断に委ねる旨の決議を行うことは相当と考えられる。なお、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格が1円とされていることを踏まえると、本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当ではないと考えられる。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役の承認及び監査役の異議がない旨の意見

当社は、AGS コンサルティングから取得した当社株式の株式価値算定書、本特別委員会から提出された答申書、シティニューワ法律事務所からの法的助言その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について、慎重に協議及び検討を行いました。その結果、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、(a)本公開買付けを含む本取引により当社の収益基盤と事業競争力の強化が図られ、中長期的にも当社の企業価値の継続的かつ持続的な向上に資すると考えられるとともに、(b)本公開買付け価格及びその決定過程に照らし、本公開買付けが当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると考えられることから、2020年3月11日開催の当社取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨する旨、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格が1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。上記取締役会決議は、当社の取締役のうち健康上の理由から欠席した福島徹氏を除く他の取締役4名全員の一致により決議されております。

なお、上記取締役会に参加した当社の取締役のうち2名（後藤喜一氏及び原田直樹氏）は、イオン又はそのグループ会社の出身者であります。各氏とも既に10年以上前に出身元企業を退社しており、それ以降、イオン又はそのグループ会社との兼職関係はないことから、当社のリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所からも、各氏について、本公開買付けを含む本取引に特別の利害関係が疑われる特段の事情はないと法的に評価できるとの助言等を受けたため、上記取締役会の審議及び決議に参加しております。

また、上記取締役会には、監査役の神部範生氏が参加し、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。監査役のうち林恭子氏はイオンの従業員を兼務していること、岩崎昭二氏及び大山晃浩氏はそれぞれイオンのグループ会社の監査役を兼務していることから、利益相反の疑いを回避するため、各氏とも上記取締役会における審議には参加しておらず、意見を述べることを差し控えております。

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

I B Jは、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、I B Jは、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い31営業日に設定しております。I B Jは、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式についてI B J以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

なお、I B Jは、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」の買付予定数の下限は設定していないとのことです。I B Jとしては、2020年3月11日時点においてI B Jは当社株式を所有しておらず、当社はI B Jから独立していること、並びにI B J及び当社において、本公開買付価格及び本新株予約権の買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、上記①から⑦までの措置を実施していることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

4. 今後の見通し

当社は、2020年5月下旬に開催が予定されている当社の第36期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、I B Jの代表取締役副社長である中本哲宏氏を含むI B Jが指名する取締役候補者を当社の取締役に選任する旨の議案を付議する予定であり、また、本定時株主総会終了後、中本哲宏氏が当社の代表取締役に就任することを予定しております。その他、本売渡請求に対する当社による承認の決定後における当社の経営体制の予定、方針・計画等の詳細につきましては、今後、当社及びI B Jの間で協議・検討する予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

I B Jは当社の親会社であるため、当社取締役会による本売渡請求に係る承認は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、2019年5月31日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書の「I 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、当社の親会社及び親会社グループ内の各社との取引に関しては、一般の市場取引と同様に交渉の上決定している旨、また、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化を図るべく決定することとしている旨を示しております。

当社は、上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引に関する公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は、上記指針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手」に記載のとおり、当社は、I B J、イオン及び当社から独立した本特別委員会より、2020年3月10日付で、本公開買付けを含む本取引及び本取引に対して賛同の意見表明を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨を内容とする答申書を入手しております。なお、当該答申書は、本売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係のない者からの意見を改めて取得しておりません。

以 上